

道路改良と産業道路

内務省地方局長

佐 上 信 一

一

我國に於ても近時道路を利用する自動車其の他の高速重量車輛の普及發達に伴ひ、交通上に於ける道路の價値が益々増進するに至つたので之が改良整備といふ事も一層力強く唱道せらるゝやうになつた。是等の點は亞米利加は勿論、英吉利、獨逸、佛蘭西、伊太利等の諸國が既に過去に於て經驗し來つたことであつて、殊に羅馬道路ローマ道路より發達を遂げた英吉利の如きは、或る時期に於ては道路萬能道路萬能の時代があつたが、汽車の發明が鐵道の敷設を促してより以來、道路は次第に閑却せられて、鐵道に依る交通網さへ發達せしむれば道路の如きは其の必要は無いと迄云はれた時代があつた。然るに流石の英吉利も道路を利用する自動車其の他の高速重量車輛の普及發達に依つて、今や再び羅馬道路ローマ道路の盛時に復つて、道路萬能の時代を現出せんとするに至つたので、政府は從來より相當其の改良發達に力を致しつゝあつたが、更に近く下級團體の管理する道路を上級團體の管理に移すやう、法制の改正

をも行つて、全國を貫通して脈絡相通する自動車道路網の完成に努力をして居るやうな状況である。又亞米利加に於ては、聯邦政府は早くより各州と其の力を協せて自動車道路網の完成に努めて居るので、其の成績は近時益々見るべきものがあるに至つて居る。

然るに我國では明治維新の當初に於ては封建の舊制を打破すると共に、國道を始め府縣道等の改良に依つて全國を貫通する交通網の完成を計畫して居つたのであるが、國庫に於ては紙幣銷却の資を要するが爲め道路費の支出意の如くあらざるに加へて鐵道の敷設に力を用ふるに至りしが爲め一時其の計畫を放棄するやうになつたので、爾來道路の改良は全く振はず最近に至るまで府縣内は勿論府縣と府縣との連絡すらも極めて不十分であつたのである。漸くにして大正八年道路法の制定せらるゝや國道路線の連絡關係を改善し、又府縣道路線の認定に際しても、特に隣接府縣相互の連絡に留意することゝなつたので、漸次全國の道路網は形式上に於ては相當整備を見るに至つたのである。

而して大正九年より、國道並に大都市内に於ける街路の新設改築等に對しては、國庫より三分の一乃至二分の一の補助を與へて、其の改良を促進して居つたのであるが、府縣道の改良に就ては唯だ當該府縣の財政能力に順應せしむるに止めて、國庫より特に其の經費を補助するの方策を執らなかつたので、折角の國道の改良も府縣道の改良を見ないが爲め十分に其の効果を發揮することの出來ないやうな事情に在つたのみならず、各府縣に於ける道路の状態が、其の府縣の財力の如何に依つて或は改良せられ、或は改良せられずして其の儘に放任せられるといふやうな事になつて居つたか爲に、

富裕なる府縣は自動車道路の完成に依つて益々其の富力を増進し貧弱なる府縣は自動車道路に對し何等手を加ふることなくして其の府縣の産業の開發も亦遅々として進まざるやうな狀況であつた。

二

茲に於てか是等國道及重要府縣道の如き主要道路は之を地方的見地より觀察することなく之を全國的に觀察して全國を貫通する自動車道路網の完成を圖るの必要を生じたのである。依りて政府に於ては各府縣をして其の府縣の交通の幹線たるべき重要府縣道を選定せしめ更に之を基礎として全國的の見地より觀察して是等の重要府縣道の綜合的指定を行つたのであつて之を所謂指定府縣道と稱して居る。蓋し國庫が是等の指定府縣道の改修費に對して一定額の補助を與へ府縣をして其の道路網の完成に力を致さしむるといふことの極めて緊要な方策であることは此の種の道路網の完成が國家的見地より觀察して必要缺く可からざるものであると云ふ點より見て明かである。

此の種の府縣道は亦所謂産業道路の名稱に依つて世間に之が改修の必要を唱道されて居る。其の意義は都鄙の區別なく地方交通の重要幹線を成すべきものであつて且之が全國を貫通する自動車道路網の構成分子として之に依つて地方の産業開發の目的を達成し得る道路なりと云ふに外ならぬと思ふ。

固より地方に於て改善すべき道路は、獨り産業道路たる重要府縣道のみではない、國道に重要府縣道の交通的機能を完全にするが爲に、更に其の補助路線たる他の府縣道並に市町村道に對しても、それ／＼相當な計畫を樹てなければならぬと云ふことは論の無いところであつて、其の結果將來全國的に觀察して其の必要を認めらるゝ國道並に指定府縣道の改修に伴うて、更に地方に於て其の他の府縣道並に市町村道に對して改良の計畫を樹つるに至るであらうから、之が爲めに巨額の財源を必要とすべきは亦想像に餘あることである。併ながら國庫並に地方自治團體の財政は、必しも其の負擔に堪へ得るものとも考へられないのであるから、道路改良の必要と財政經理の問題とを如何に調和せしむべきやといふ事が、また極めて必要なる研究題目であらねばならぬ。

三

財政的見地に立つて是等産業道路の將來を觀察するとき、種々の疑問を生ずるのであるが、少くとも特に左の諸點に就ては十分の留意を必要とするのである。

第一は道路改修の順序を誤らざる事である。地方に於て道路改良の計畫を樹つる場合に、餘りに府縣費等の地方的分配に心を配ると云ふことになれば、其の結果、投下する費用の割合には道路改良の効果を發揮することの出来ないやうな場合が生ずるのみならず、更に之が爲に費用負擔の増加を來すやうな場合が生じ無いでもない。産業道路の改修を計畫するに方つては、特に此の點に意を致して道路改修の順序は之を慎重に決定するの必要がある。

第二は道路改修の計畫の年度割に就ては、特に其の地方自治團體の負擔能力を考慮する必要があるといふ事である。費用の負擔能力の十分ならざる地方が他の費用負擔能力の十分なる地方に於ける道路改良計畫に追隨せんが爲に、特に工事施行年度を短縮せしむる結果其の團體の負擔能力に對して無理なる計畫が行はれるといふやうな事があつたならば爲めに累を將來に貽すことが少くないと考へるのであるから、特に是の點に留意しなければならぬ。即ち道路改良の計畫の規模、分量及程度といふやうなものは、各府縣其の他の地方自治團體が其の負擔能力に於てそれ〴〵、特異の現狀に在る點に十分の考慮を拂つて、其の團體の負擔能力に應じてそれ〴〵、特異の計畫を樹てるやうにすることが、財政上の無理を少からしむる上に於て極めて必要な事でもあるし、且つ望ましき事である。

第三は道路費の經濟的使用といふことに一段の工夫を凝らす必要がある。此の事に就ては、曩にも或る機會に於て述べたことであるが、最少の經費を以て最大の効果を發揮すべき經濟上の原則は、土木工事等を施行する場合に於ては忘るべからざる事柄であつて、特に産業道路の改良と云ふやうな性質の土木工事に就ては、常に若干年限間には投下せる經費を直接間接に回収し得る如く其の計畫を爲すの必要があるのである。故に其の府縣内の都市と都市とを連絡する産業道路の幅員、屈曲、勾配並に路面の構造といふやうなものは、必ずしも之を農村其の他山地地方に其の儘適用すべきものではない、其の地方の將來の交通狀況が要求する限度に於て、適當なる方法を講ずれば足るのである。又道路の改良が叫ばれるやうになつて以來は、特に道路の形態美といふことに重きを置過ぎる

やうな弊あるが爲に、道路工事の經費を増加する場合が尠くない。即ち道路は所部短冊型に、何れの箇所[●]に於ける幅員も均一でなければならぬといふ風に築造される傾向がある、併ながら道路は自動車の交通を圓滑ならしむる事を以て足るのであるから、最小幅員が規定の幅員程であつて、而かも交通上に何等の支障がないならば處々に或はそれより幅員の廣い所があつて、形は綺麗でなくともそれは其の儘にして宜しいのである。徒に道路の外形の美を發揮せんとするが爲に多くの費用を投ずることは、我國地方自治團體現下の財政状態より見て極めて愚なる事であると考へる。又産業道路と雖も、必ずしも根本的の改修を必要とするやうなものばかりではない、或は勾配を緩和し、屈曲を匡正し又は突角を剪除するやうな、所謂危険箇所の改良を爲すを以て十分なりとするやうなものもある。是等に對しては其の必要箇所の工事を施行せば交通上何等の支障なきにも拘らず、産業道路なるが故に之が根本的改修を計畫するといふやうな事があるならば、是は不必要に道路費を使用するものであるから、是等の點は特に考慮を要することであると思ふ。

第四 道路改良費の財源捻出の方法に無理があつてはならぬといふことである。近時道路改良費の財源として、所謂受益者負擔の制度が相當適用されるやうになつて來た、是は固より法令の認むる所であるのみならず、此の制度を適當に運用すれば相當の効果を發揮し得るけれども、又一旦此の制度を誤つて適用するならば、一般公衆の利益を害すること尠からざる場合があるのであるから、特に注意しなければならぬ。又國道府縣等に、乗合自動車の營業を許す場合に、所謂損傷負擔金の制度を適用して、是等乗合自動車經營者に對して相當な負擔を命ずるやうな事が、順次各地方に於て行は

れて來たのであるが、是等の制度に對しては、二方面より相當の考慮を爲すの必要がある。即ち其の一は我國に於ける自動車税の相當高率なることである。更に其の上に損傷負擔金を課せられるといふことは、餘りに重課に陥りはしないか。若し損傷負擔金を課するならば、或る程度の自動車税の軽減を行ふの必要は無いであらうか。又他の方面より之を觀察すれば、乗合自動車に課せらるゝ租税並に是等の負擔金は、動もすれば乗客に轉嫁される性質を帯びて居るものである。所謂細民税なりと稱せられた通行税は既に廢止せられて居るのであるが、自動車税若くは損傷負擔金の形に於て乗合自動車經營者に課せられて居る是等の負擔が知らず識らずの間に、つがて乗客の運賃に轉嫁せられることになつて、恰かも通行税の復活を見ると同じ結果に陥るならば、是等の點に就ては負擔の公平といふ見地より言ふも、又社會政策的の見地より言ふも十分なる攻究を爲すの必要があるのである。唯だ單純に道路改良財源の捻出に苦慮するの結果、下層階級の負擔を不自然に増加せしむるやうな結果を來すことに就ては大いに考慮をしなければならぬ事であると考へるのである。

四

尙ほ終りに産業道路といふ以上は、直接間接に産業開發を目的とする道路でなければならぬことは論の無い所であるけれども、吾人は産業開發といふ意味を廣く解釋するの必要があると考へる。或は山林の開發とか、或は農産物の市場運搬とかいふやうな事のみに限局されるならば、産業道路の重要性は極めて薄くなりはせぬかと考へるのである。例へば觀光客の來集を目的として各種の施

設を爲すやうな場合に於ては、之に通すべき重要道路の如きものも亦産業道路の意味に於て改修されなければならぬ。神奈川縣の箱根温泉のごとき、又は長崎縣の温泉嶽のごとき、多數の内外人を誘致しつゝあるやうな場所に對して、停車場、港灣、其の他とこれとを連絡する道路の如きも、全く産業的見地に基いて之が改良を爲すべきものであるから、斯の如き場合は、其の種の道路が觀光道路であるとしても、之を産業道路として經營すべきことは固より當然のことと謂はなければならぬ。

之を要するに、我國道路の改良が動もすれば國道偏重の弊に陥らむとしつゝあつた從來の方針を改めて府縣に於ける主要の道路は之を産業道路として、國道と相俟つて其の改良に手を染むるに至つたことは、近時に於ける自動車の普及發達と相俟つて、我國の交通政策上に一時期を劃するものであると謂はなければならぬのであるから、其の局に當る人々は能く國家竝に地方の財政の狀況を考慮して、時代の進運に伴ふ是等道路の改良に關して最も有効適切なる措置を執り以て、我國交運の隆興に寄與せられんことを切望して已まないのである。(了)

◇××

××◇